

職務発明認定から特許出願までの流れ

先生よりイノベーション創成センター長宛にご提出いただきました発明について「金沢大学職務発明取扱規程」に基づいて協議した結果、職務発明となりました。
今後、本発明を特許庁へ出願するための判断を以下の手順に沿って行います。

金沢大学ティ・エル・オー（KUTLO）による発明内容のヒアリング


KUTLOにおける先行技術調査・評価

イノベーション創成センターによる特許出願判断

- 出願する場合：金沢大学が出願人となり特許出願します。
- ×出願しない場合：原則として、発明者へ権利が返還されます。

詳しくはこちらをお読み下さい

1 金沢大学ティ・エル・オー（KUTLO）による発明内容のヒアリング

本学の技術移転機関である金沢大学TLO（KUTLO ）の担当アソシエイトが、発明内容を詳しくお伺いするため、先生へのヒアリングを実施いたします。
KUTLOアソシエイトよりご連絡の際には、ご対応くださいますようお願いいたします。

2 KUTLOにおける先行技術調査・評価

先行技術調査に当たっては、学術文献及び特許文献等の先行技術と比較した特許性や、特許としての権利価値、産業界での実施可能性、市場規模等を考慮のうえ、評価を行います。

3 KUTLOによる技術評価を踏まえ、金沢大学が出願人となり、特許出願するかどうかをイノベーション創成センターにて最終決定します。

○ 出願する場合

発明者の先生・KUTLOアソシエイト・弁理士が同席する特許相談会にて出願書類作成のための打合せを行います。
出願書類が整い次第、特許出願を行います。



ご注意ください！

特許出願前に学会や論文で発表する予定がある、
又は既に発表している場合は、アソシエイトあるいは知的財産係へなるべく早くご連絡ください。
発表の形態・時期によっては、せっかく出願準備を進めている発明を特許出願できなくなる可能性があります。
学生の論文発表及び研究発表等に発明内容が含まれる場合も同様です。



× 出願しない場合

原則として、発明者へ特許を受ける権利が返還されますので、個人で出願するなど発明を自由に扱うことができます。

